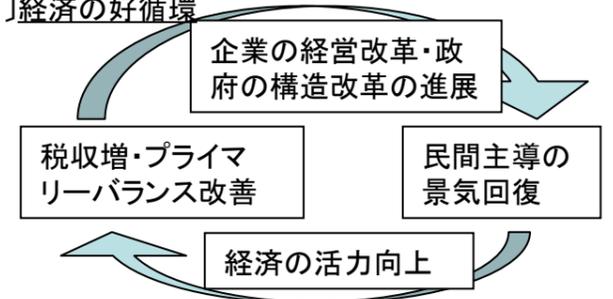


I. 税財政の抜本的改革

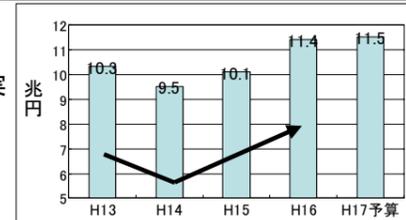
- (1) 経済の好循環継続に向け、平成18年度改正では活力重視の税制改革が不可欠 [図表1]経済の好循環
- (2) 人口減少社会への突入を目前に控え、税財政構造の抜本的改革が急務
 - ・ 中長期的に潜在的国民負担率を50%程度に抑制
 - ・ 2010年代初頭に財政のプライマリー・バランスを回復
 ⇒ 徹底的歳出削減を先行させるべき (社会保障、公務員人件費、地方財政等)
- (3) 平成19年度 (2007年度) を目途に消費税を含め税体系を抜本的に改革 (消費税率を10%まで引き上げ、その後も段階的に引き上げ)



II. 具体的課題

- 平成18年度税制改正では、企業の競争力向上に重点を置いた税制改正が必要
- とりわけ平成15年度改正で講じられた研究開発・IT投資促進税制は、企業競争力の向上と景気の長期安定回復に資する重要な効果を持ち、整備・拡充が不可欠

[図表2] 法人税収の推移
平成15年度改正で研究開発・IT等1.3兆円規模の減税が実施されたが、企業活力向上により法人税収は逆に増加。先行減税による減収はずでに回収された。

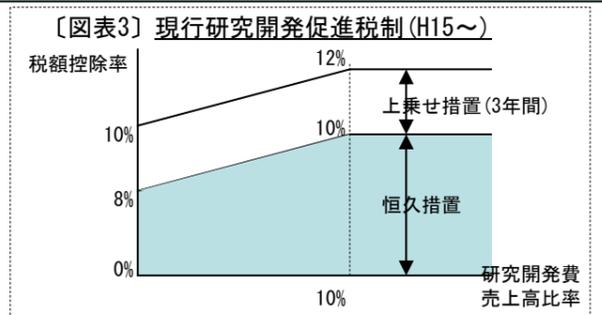


研究開発促進税制の延長

研究開発の強化は、科学技術創造立国確立のための生命線。新しい研究開発促進税制は研究開発費の増加、競争力向上に大きく寄与。
わが国法人課税の基幹的制度として研究開発促進税制の維持・強化が不可欠

【要望】 以下の各措置について基本部分と同様に恒久化又は適用期限を延長

- ① 税額控除率上乗せ措置 (基本部分(8~10%)に加える上乗せ分+2%)
- ② 開発研究用設備の特別償却制度 (50%の特別償却)
- ③ 産学官連携の共同・委託研究に係る税額控除率上乗せ措置 (基本部分(12%)に加える上乗せ分+3%)



IT投資促進税制の延長

企業が国際競争の中で生き残りを図るには、積極的なIT投資による競争力向上が不可欠

【拡大する企業のIT投資のニーズ】

- イ) グローバル化への対応 (全世界規模での最適調達・生産管理、新製品の世界同時立ち上げ等)
- ロ) 全社的経営改革の推進
- ハ) 地球環境問題への対応 (企業活動のペーパーレス化等)
- ニ) 内部統制システム・情報セキュリティの確立
- ホ) 震災時のライフライン・企業活動の維持など

【要望】 IT投資促進税制の適用期限の延長

現行IT投資促進税制(H15~)

- 企業のIT投資額の10%の税額控除又は50%の特別償却の選択制
- 対象はソフトウェア及びハードウェア
- リース税額控除は資本金3億円以下の法人のみ対象

減価償却制度の改革

経済を長期安定回復軌道にのせるため経済成長への寄与が大きい設備投資の拡大が不可欠。しかし、わが国減価償却制度は長年抜本改革が行なわれず、法人課税改革において取り残された分野の一つ

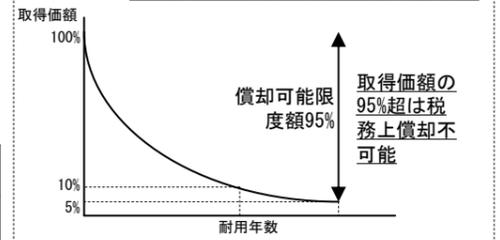
【要望】

- 減価償却制度の抜本的改革が必要
- とりわけ償却可能限度額の見直し(95%⇒100%)は早急に実現すべき

[図表4] 償却可能限度額の各国比較

日	米	独	仏	英	韓
95%	100%	100%	100%	100%	100%

[図表5] 減価償却制度の償却可能限度額



環境税導入には改めて反対

経済界は日本経団連「環境自主行動計画」を強力に推進。同計画は京都議定書目標達成計画で「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすもの」との位置づけ

【環境税の問題点】

- わが国国際競争力が低下、海外に生産が移転すれば地球規模では温室効果ガスが増大
- 環境税の効果とされるものは何れも疑問 ①価格効果⇒価格の大幅引上げ・転嫁は困難、②財源効果⇒既存予算を効率活用すべき、③アノンス効果⇒新税の目的としては論外、国民運動の喚起が必要

住宅・土地税制の拡充

(1) 住宅税制の拡充

- 自己資金・借入を問わず住宅投資額の一定割合を税額控除する住宅投資減税の導入
- 当面、新耐震基準等を満たす住宅の建設・改修の工事費の一定割合を税額控除する措置を創設

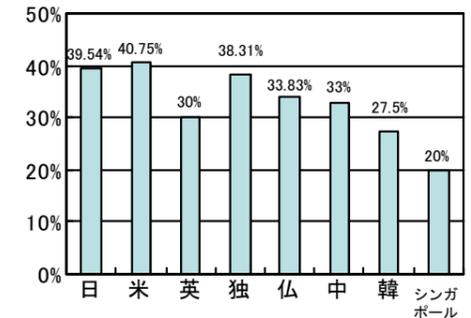
(2) 土地税制の見直し

- ①不動産流通課税(登録免許税、不動産取得税)の特例措置の延長
- ②土地に係る固定資産税の負担水準の見直し (商業地等の負担水準上限を60%に引下げ、均衡化に向けた取組みを進めるべき)

法人実効税率の引下げ

わが国法人実効税率は欧州主要国等に比べ高止まり。内外からの投資促進、国際的イコール・フットイング確保の観点から見直しが必要

[図表6] 法人実効税率の各国比較



- ・ 会社法制定に伴う法人課税の見直し (株式移転・交換税制、役員賞与の損金算入等)
- ・ 特定の事業用資産の買換特例の延長
- ・ 地方法人課税の改革 (償却資産に対する固定資産税の廃止等)
- ・ 電話加入権の償却
- ・ 国際課税の適正化 (外国税額控除制度等)
- ・ 非営利法人課税のあり方など